令和8年6月29日
三木市社会福祉審議会資料

第５期三木市地域福祉計画の策定に向けて

（１）地域福祉計画とは

◆「地域福祉計画」は、社会福祉法第４条に規定する「地域福祉の推進」を図るため、同法第 107 条の規定に基づき、地方公共団体が行政計画として策定する計画です。

◆「地域福祉活動計画」は、社会福祉協議会が中心となって住民主体の地域福祉に関する事業・活動について定めた計画で、行政計画である地域福祉計画と連携した取組が求められます。

◆地域福祉計画は、地域福祉推進の主体である地域住民等の参加を得て、地域生活課題を明らかにするとともに、その解決のために必要となる施策の内容や量、体制等について、庁内関係部局はもとより、多様な関係機関や専門職も含めて協議の上、目標を設定し、計画的に整備していくことを内容とするものです。

◆地域福祉計画の策定については、平成 30 年４月の社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）の一部改正により、任意とされていたものが努力義務とされました。さらに、「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉の各分野における共通的な事項」を記載する、いわゆる「上位計画」として位置付けられました。

社会福祉法(抜粋)

（市町村地域福祉計画）

第 107 条　市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

一　地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

二　地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

三　地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

四　地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

五　地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

２　市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

３　市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

（２）近年の地域福祉に関する動向

◆平成 28（2016）年6月の「ニッポン一億総活躍プラン」において、高齢者、障害のある人、子どもなど、すべての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現をめざす方針が提示されました。

◆同年 7 月には「『我が事・丸ごと』地域共生社会実現本部」が設置され、地域住民が「我が事」として主体的に地域づくりに取り組む仕組みをつくることや、地域づくりのための支援と地域での課題を公的な福祉サービスへつなげるための包括的な（「丸ごと」）支援体制の整備を進める方向性が示されました。

◆平成 29（2017）年6月に「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」により社会福祉法が一部改正され、地域福祉計画の策定が市町村において努力義務とされ、これを受けて市町村地域福祉計画のための策定ガイドラインが新たに示されました。

◆令和2（2020）年6月に、「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が公布され、生活課題を抱える地域住民を支援する体制や、地域住民が地域福祉を推進するために必要な環境を一体的かつ重層的に支援することができるよう、福祉分野に関連する法律に基づき事業を一体的に実施する、重層的支援体制整備事業の創設等が新たに規定されました。

◆令和5（2023）年4月に、すべてのこどもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現をめざし、こども政策を総合的に推進することを目的とした「こども基本法」が施行され、こどもと家庭の福祉の増進・保健の向上等の支援を行い、こどもの権利利益の擁護を行うための組織として「こども家庭庁」が発足しました。

◆令和6（2024）年4月に、国および地方が総合的な孤独・孤立対策を推進するための基本理念や国等の責務、施策の基本事項、国および地方の推進体制などを定めた「孤独・孤立対策推進法」が施行されました。

◆令和6（2024）年に生活困窮者自立支援法等が改正され、住宅確保が困難な者への安定的な居住の確保の支援や、生活保護世帯の子どもへの支援の充実等について定められました。

■社会福祉法一部改正（平成 30 年４月施行）の変更点

	改正前	改正後
位置付け	任意	努力義務 福祉分野の「上位計画」
計画への記載事項	一　地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項 二　地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項 三　地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項	一　地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項 左記　3 項目 五　前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項
手引き	平成 14 年の策定指針	策定ガイドラインの提示

（3）近年の地域福祉の基本的な考え方について

近年の地域福祉においては、地域福祉を取り巻く様々な課題を踏まえ、分野横断的な取組や受け手と支え手が固定されない住民主体の地域共生社会づくりの推進、重層的な支援体制の構築等の推進が図られています。

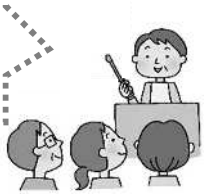
地域福祉をとりまく課題

◆少子高齢化・人口減少社会の進行
◆高齢者のみの世帯や高齢者の独居世帯の増加、社会保障関係経費の増加
◆高齢者・子育て世代・障害者といった、対象に応じたサービスだけでは対応しきれない制度の狭間の問題の顕在化、生活課題の多様化・複雑化（ひとり親家庭を含む生活困窮者の問題、社会的孤立、老老介護、ひきこもり・8050 問題、就職氷河期世代、虐待、ごみ屋敷問題など）
◆貧困や生活困窮の問題が顕在化し、就労や住まいの支援等幅広い分野が連携して対応する必要のある問題が増加。

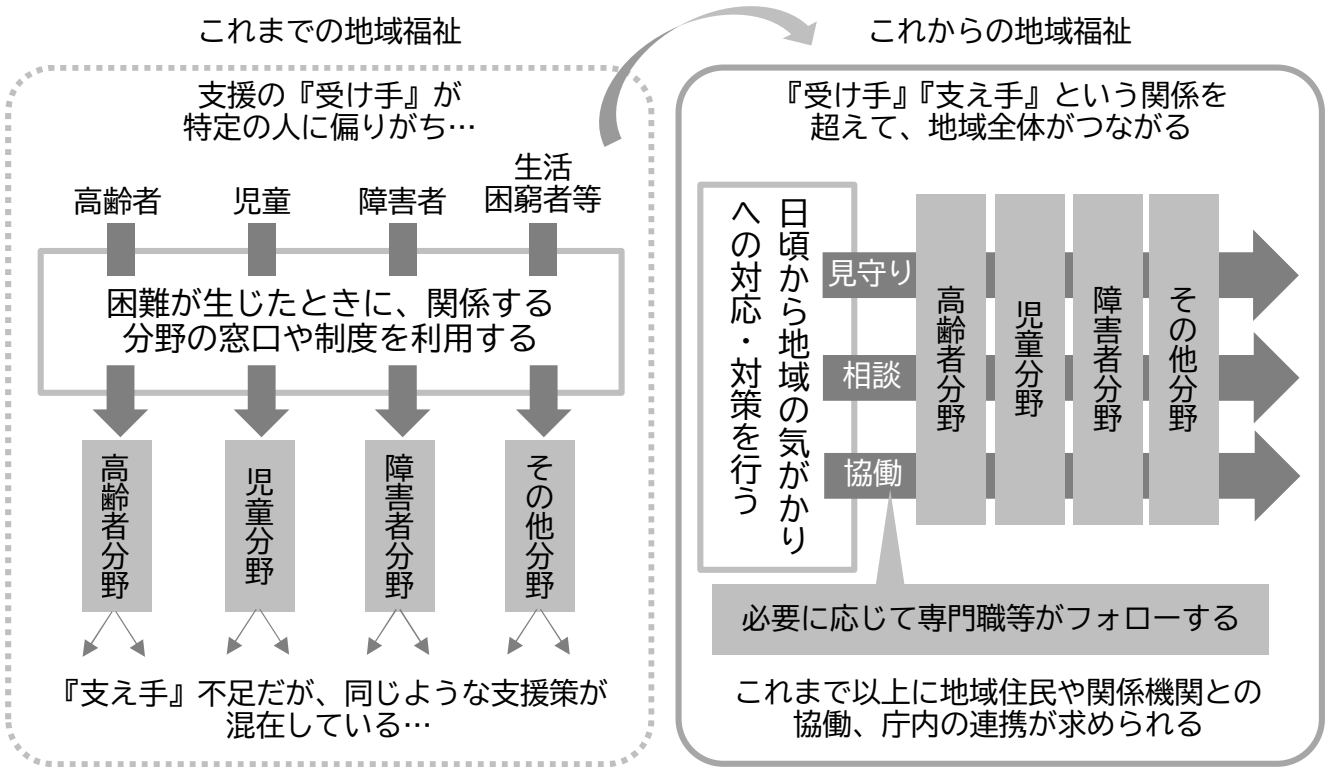
今後の地域福祉に求められること…

平成 29 年に厚生労働省は「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について」を示し、“地域共生社会の実現”について、人・分野・世代を超えて、「人」「モノ」「金」「思い」が循環し、相互に支える・支えられる関係が不可欠としています。

また、分野横断的な相談や見守り、協働の場などの横串をさすことで、包括的に課題解決に向けて取り組んでいく必要性が示されています。



■地域福祉に関する近年の変化

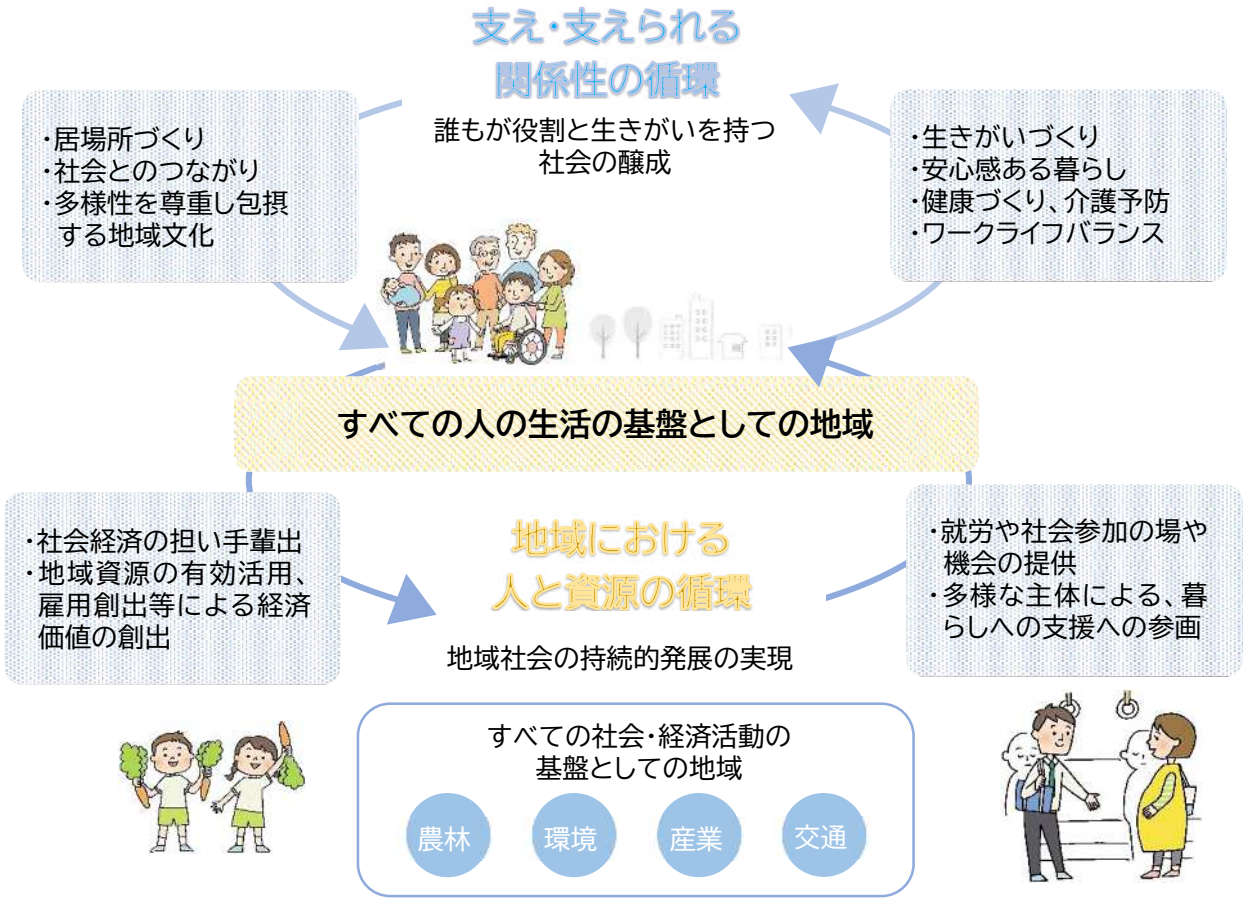


（４）地域共生社会の実現に向けて

「地域共生社会」とは、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、市民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、市民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会とされています。

「地域共生社会」の実現には、制度・分野ごとの「縦割り」では解決できない課題（複合的な課題、制度の狭間など）の存在や社会的孤立、社会的排除への対応、また地域の「つながり」の弱まりや地域の持続可能性の危機などの諸問題に対応するため、困りごとを既存の制度に当てはめていくのではなく、困りごとを抱えた一人ひとりの生きていく過程に寄り添った支援を行うことが重要となっています。

■「地域共生社会」のイメージ



資料：厚生労働省広報誌「厚生労働」令和3年4月号を参照

社会福祉法（抜粋）

（地域福祉の推進）

第４条　地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

２　地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

（５）包括的な支援体制の整備について

◆令和２年に改正された社会福祉法 106 条の３では、地域の実情に応じた施策により地域住民や支援機関による協力が行われることで、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備することを、市町村の努力義務としています。

◆さらに 106 条の４では、地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応する市町村における包括的な支援体制の構築を推進するための新しい取組として、「断らない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」の３つの支援を一体的に行う市町村の新たな事業（重層的支援体制整備事業）を創設することが示されました。

断らない相談支援	参加支援
◆属性にかかわらず、地域の様々な相談を受け止め、対応する、または関係機関につなぐ機能 ◆世帯を取り巻く支援関係者全体を調整する機能 ◆継続的につながり続ける支援を中心的に担う機能	◆狭間のニーズに対応できるよう、本人・世帯の状態に合わせ、地域資源を活かしながら、就労支援、居住支援などを提供することで社会のつながりを回復する支援
地域づくりに向けた支援	
◆地域社会からの孤立を防ぐとともに、地域における多世代の交流や多様な活躍の機会と役割を生み出す支援 ◆住民同士が出会い、参加することのできる場や居場所の確保に向けた支援 ◆互いに支え合う関係性を広げ、交流・参加・学びの機会を生み出すコーディネート機能	

◆包括的な支援体制の整備は、地域福祉施策における重要な課題となっており、そのための１つの手段として法に位置付けられた「重層的支援体制整備事業」は、今後の地域福祉施策において取り組まれるべき内容を含んでいます。

◆三木市においては、従来から様々な取組によって、包括的な支援体制の整備に関わる事業を実施しており、これまでのところ国が定めた「重層的支援体制整備事業」そのものは実施していません。

◆引き続き、改正社会福祉法が求める包括的な支援体制の構築や、そこに含まれる３つの支援について、取組を深化・充実させていくことが求められます。



（６）新しい計画の策定方針

①計画の期間

◆令和４年度から令和８年度の５年間を計画期間とする第４期計画が最終年度を迎えることから、新たに令和９年度から令和 14 年度の６年間を計画期間とする第５期計画を策定します。

◆計画期間を延ばしたのは、介護保険事業計画、障がい福祉計画が３年を１期として策定することが国によって定められていることから、計画改定の時期を合わせられるようにするためです。

②計画の基本理念

◆第４期計画で定めている基本理念は、次期計画においても引き継ぎます。

「互いに支え合い、誰もが自分らしく暮らせる　豊かな『地域社会』を創り、育み、守る」

③計画の構成

◆第４期計画の構成は下記のとおりで、次期計画の構成の基準とします。

■第４期三木市地域福祉計画（令和４年度～令和８年度）の構成

第１章　計画策定にあたって １　計画策定の趣旨 ２　地域福祉計画とは ３　計画の位置付け ４　計画の期間 ５　計画の策定方法 ６　計画の推進 ７　地域福祉の推進とＳＤＧｓ 第２章　本市の地域福祉における現状と課題 １　近年の地域福祉に関する国内の動向 ２　人口や世帯の状況 ３　支援を必要とする人の状況 ４　アンケート調査の結果について ５　ヒアリング調査等の結果について ６　本市の現状を踏まえた計画の見直しの方向 第３章　計画の基本的な考え方 １　基本理念 ２　基本方針 ３　施策体系	第４章　分野別の取組 基本方針１：互いにつながり支え合う関係づくり 基本方針２：誰もが自分らしく暮らせる環境づくり 基本方針３：誰一人取り残さない支援と協働の仕組みづくり 第５章　計画の推進体制 １　計画の周知 ２　計画の進捗管理 ３　社会福祉協議会（地域福祉活動計画）との連携 資料編

④次期計画の基本的な考え方

◆次期計画では、第２章の「現状と課題」について、昨年度実施したアンケート調査や各種の統計データ等を参照しながら更新します。

◆また、分野別施策の柱となる「基本方針」と、それに紐づく取組について、「住民主体の活動・つながり」「支援につながる仕組み・ネットワーク」「市全体の環境づくり」の３つの基本方針に再構成し、次頁のように構成を見直すことを検討しています。

◆あわせて、本市の課題、施策の実施状況、アンケート調査及び各種統計データ等に基づき、第４章の「分野別の取組」について、見直しを行います。

■「基本方針」及び「分野別の取組」の構成の見直し

第４期計画　分野別の取組	第５期計画　分野別の取組（案）
基本方針１：互いにつながり支え合う関係づくり （１）地域づくりの基盤整備 （２）地域活動の担い手となる人材の育成 （３）緊急時の体制整備 （４）地域福祉活動の拠点整備	基本方針１：互いにつながり支え合う関係づくり【住民主体の活動・つながり】 （１）地域づくりの基盤整備 （２）見守り・早期発見のつながりづくり（住民による地域ニーズの発見、見守り、支え合い活動） （３）地域活動の担い手となる人材の育成 （４）災害に備えたつながりづくり （５）地域福祉活動の拠点整備（居場所づくりを含む） （６）誰もが暮らしやすい地域生活環境の整備 （７）参加と協働による地域福祉活動の充実
基本方針２：誰もが自分らしく暮らせる環境づくり （１）相談支援の充実 （２）福祉サービスを利用しやすい環境づくり （３）虐待防止と差別解消 （４）成年後見制度の利用促進（成年後見制度利用促進基本計画） （５）支援を必要とする人を支える体制づくり（再犯防止推進計画を含む） （６）誰もが暮らしやすい地域生活環境の整備	基本方針２：誰もが必要な支援につながる仕組みづくり【支援につながる仕組み・ネットワーク】 （１）包括的・重層的な支援体制づくり （２）地域社会のネットワークづくり （３）福祉サービスを利用しやすい環境づくり （４）必要な支援につながる仕組みづくり（生活困窮、制度の狭間の問題など）
基本方針３：誰一人取り残さない支援と協働の仕組みづくり （１）地域社会のネットワークづくりの推進 （２）包括的・重層的な支援体制の整備 （３）多様な主体による福祉活動の活性化 （４）参加と協働による地域福祉活動の充実	基本方針３：誰一人取り残さない支援と協働のまちづくり【市全体の環境づくり】 （１） 福祉・人権意識の醸成（福祉教育、人権啓発） （２）誰もが尊重されるまちづくり（認知症、障がい者の支援など） （３）成年後見制度の利用促進(成年後見制度) （４）支援を必要とする人を支える体制づくり（再犯防止、虐待防止、こどもの貧困、自殺対策） （５）多様な主体による福祉活動の活性化